

自転車通勤規定

第1条（目的）

この規程は、医療法人同友会（以下、「法人」という）の自転車通勤に関する事項を定めたものである。

第2条（自転車通勤の許可）

1. 自転車通勤を行う者は、自転車通勤許可申請書を総務課に提出し、その承認を得た後でなければ、当該自転車を通勤に使用できない。
2. 申請内容に変更のあった場合は、速やかに総務課長に届け出て、再承認を受けなければならない。
3. 承認を受けた場合であっても、当該自転車を会社の許可なく業務に使用してはならない。

第3条（運転禁止）

自転車に乗車する場合は、道路交通安全に関する法令に従って運転を行うとともに、以下の各号に定める運転をしてはならない。

- ① 飲酒運転
- ② 携帯電話を使用しながらの運転
- ③ 天災地変、その他道路事情が安全運転に困難と予想されるときの運転
- ④ その他、道路交通法令が禁止している事項に該当する運転

第4条（求償権および懲戒）

職員が自転車による事故を起こし、そのために法人が損害を受けたときは、法人はその損害について本人に賠償を請求し、懲戒処分をすることがある。

第5条（使用承認および取消）

1. 使用承認基準を欠いた場合、承認は自動的に消滅するが、この場合は遅滞なく総務課長に届け出なければならない。
2. 運転禁止事項に違反して事故を起こした場合は直ちに承認を取り消す。
3. 以上その他、法人が必要と認めた場合は承認の取消がある。

第6条（報告義務）

自転車通勤者が通勤途上に事故を起こした場合は、直ちに総務課長に報告し指示に従わなければならない。

第 7 条（責任の所在）

1. 自転車通勤者が通勤途上に起こした事故については、法人は賠償責任を負わない。
2. この規程に違反している間に起こした事故については、法人は賠償責任を負わない。
3. 自転車の駐輪中における破損、盗難等の事故については、法人はその補償を行なわない。

第 8 条（民間保険の加入）

自転車通勤をする者は、必ず任意保険に加入しなければならない。

第 9 条（使用承認基準と期間）

1. 使用承認基準は以下の各号に定める通りとする。
 - ① 交通の便宜上、自転車の通勤が必要である者
 - ② その他、法人に承認された者
 - ③ 上記の一項目以上の条件を満たし、かつ許可申請書提出前 1 カ年において、第 5 条の取消事項に触れない者
2. 自転車通勤の承認を受けた者には駐輪場利用許可シールを交付する。利用者は同シールを自転車の見やすい位置に張り付けること。

第 10 条（通勤手当の支給）

自転車使用者に対する通勤手当の支給は、別に定める賃金規程による。

附 則

（施行日）

この規程は 2019 年 3 月 21 日より実施する。